家畜保健衛生所たより

令和8年度　第45号　令和8年11月13日
山梨県東部家畜保健衛生所

国内2例目の高病原性鳥インフルエンザが関東の千葉県で確認！！

今季2例目!!

【概要】

・千葉県旭市：採卵鶏（約4万羽）
・11月12日　農場から飼養家きんで異常がみられるとの通報を受け農場へ立入検査・簡易検査を実施
・11月13日　遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜であることを確認

・国内での高病原性鳥今インフルエンザの発生は、7シーズン連続
・11月13日現在、養鶏農場での発生は、京都府亀岡市（約20万羽）と、本日確認された千葉県旭市（約4万羽）。
・野鳥からの鳥インフルエンザウイルスの確認は、北海道、秋田県、宮城県、香川県、鹿児島県と国内で広域に発生。
・養鶏農場での発生リスクは、渡り鳥飛来時期まで高く継続。
・農場、鶏舎内への高病原性鳥インフルエンザの侵入防止が重要
・徹底した対策を行って下さい。

飼養衛生管理基準遵守を徹底するとともに、ウイルス侵入に最大限の警戒をお願いします！

異常をみつけた場合には直ちに山梨県東部家畜保健衛生所まで
電話・・・055-262-3166　　FAX・・・055-262-3108
夜間・土日・休日の連絡先・・・090-5535-8005
土日・休日の連絡先・・・090-5544-7868

高病原性鳥インフルエンザ
発生予防のポイント

01 農場に入る全ての 人・車両・物品は衛生対策

作業員や外部事業者等を含め、衛生管理区域と家きん舎に入る人は衛生対策を徹底。
車両も入場前の洗浄・消毒を必ず実施。
物品は原則農場専用。やむを得ず持ち込む場合は洗浄・消毒を忘れない。



周囲にはウイルスがあると認識。
農場内・家きん舎内には入れない。

02 衛生管理区域・家きん舎ごとに 専用の長靴を着用

農場に入るとき、家きん舎に入るときは、必ず衛生的な長靴に交換。
農場内では専用の衣服を着用。



着替え・履き替えの前後で
交差しないよう境界を明確に。

03 ウイルスを媒介する 野生動物の侵入防止対策

家きん舎は定期点検し、防鳥ネットや壁等の破損などはすぐに修繕。目の届きにくい屋根裏や入気口も注意が必要。



「農場に近寄らせない」
「農場内に入れない」
「ネズミ・ハエ等の定期的な駆除」

MAFF 農林水産省

飼養家きんの異状を見つけた場合は、最寄りの家畜保健衛生所に連絡。

家畜保健衛生所
TEL

農林水産省HP
「鳥インフルエンザに関する情報」ー